

## ごみステーション（集積所）施設に対する補助金の交付に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ちはら台霜月自治会の班単位での自主的なごみステーション運営に対し、予算の範囲内でごみステーション施設の設置、更新に必要な資機材の購入費用を補助することに必要な事項を定め、班のごみステーション運営を支援し、会員の負担軽減を図るものとする。

（補助金の交付の対象）

第2条 補助は、ごみステーション施設の新設、更新のときに当該班に対し行う。更新とは、現状の機能では著しく支障をきたす状態を新しく改めることをいう。

（補助金の交付の基準）

第3条 補助の対象となる資機材は、次の通りとする。

- （1）ごみ収集庫
- （2）ネット及び固定用ブロック等
- （3）ごみ収集庫自作に必要な資材（木材等）
- （4）掃除用具
- （5）その他、役員会で必要と認めた物品

2 補助を受けることができる資機材は、その価額によらず1年度1ステーションにつき3万円までとする。

3 当該補助金の交付は、前項で定めた金額の範囲内であれば年度内に申請する回数は定めない。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする班は、班長がごみステーション施設補助金交付申請書（別記霜月第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請書の他に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- （1）見積り書（価額が高額な資機材）
- （2）領収書
- （3）前各号に掲げるもの他に、会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第5条 会長は、前条の規定による補助金交付の申請書が提出された時、役員会で申請内容を審議し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し申請者に補助金を交付する。

2 補助金の交付決定から30日以内に会計から当該補助金を交付するものとする。

（補則）

第6条 この要綱は、霜月自治会会則の第五章（雑則）第23条に付加した。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（見直し）

2 この要綱に改訂が生じた場合には、その都度役員会で見直し検討を行い会員に報告し承認を得る。

ごみステーション施設補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）ちはら台霜月自治会長

班 \_\_\_\_\_  
代表者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

同要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

・ごみステーションの設置場所 \_\_\_\_\_番地

・ 新設 / 更新 （更新のとき、どこがどのような状態か明記）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

・資機材の購入見積り額 \_\_\_\_\_円

・添付書類

理事印	会長印	会計印
/	/	/

班長(班の代表者)は担当理事へ提出。

理事は会長へ提出。

会長承認後会計から班長(班の代表者)へ立替金の支払を行う。